

**2020年OECD国際共同啓発キャンペーン**  
—「オンラインで販売されるおもちゃの安全性」—  
を受けた販売者の皆様へ

2020年11月19日  
経済産業省 製品安全課

経済協力開発機構（OECD）では、毎年異なるテーマで『国際共同啓発キャンペーン』を開催し、OECD加盟国及び非加盟国が協力して国際的な製品安全に係る懸念について、協調して普及啓発を行っています。本年は、2020年11月20日の世界子どもの日に合わせ、「オンラインで販売されるおもちゃの安全性に関する国際共同啓発キャンペーン」を実施します。

今回のキャンペーンは、以下の2つを目的としております。

- (1) 消費者がおもちゃをオンラインで購入する際に、十分な情報を提供された上で判断することや、もし安全でないおもちゃを購入した場合にどのように対応すれば良いかを知ることを援助する。
- (2) 事業者がオンラインで安全なおもちゃを販売する事の重要性の理解の促進と安全でないおもちゃを直ちに販売ルートから除外する事の促進。

つきましては、OECDから発信している以下のメッセージならびにチェックリストの内容を踏まえ、オンラインでのおもちゃの販売を行っていただきますよう、ご協力ください。

オンラインでおもちゃを販売する事業者に対するOECDメッセージ

**Sell safe toys**

安全なおもちゃを販売しましょう。

**Assist consumers by providing accessible and reliable information before purchase**

購入前にアクセスできて信頼できる情報を提供して消費者をサポートしましょう。

**Follow local regulations that apply to the toys you sell**

自身が販売するおもちゃに適用される各国・地域の規制に従いましょう。

**Engage with your supply chain, including platforms and consumers, to ensure recalled and non-compliant toys are immediately removed from sale online**

ネットモールやオークションサイトのようなオンラインプラットフォームや消費者を含む自らのサプライチェーンに対して、リコールされた、あるいは違反品のおもちゃは直ちにオンライン上の販売から取り除かれるよう促しましょう。

## オンラインで安全なおもちゃを販売するための事業者向けチェックリスト

- ✓ 3歳未満の子ども向けのおもちゃに、小さな部品がないことを確かめること。
  - ✓ (予見可能な誤使用を含めて) 使用中に製品から生じうるリスクや危険を認識すること。
  - ✓ 必要に応じて、資格認定を受けた試験機関が指摘した危険や、関連する規則及び標準規格に対しておもちゃのテストを行うこと。
  - ✓ 商品の取引と支払いの確定より前に、消費者に明確で容易にアクセス可能な情報を提供すること。
    - ・製品の主要な特徴
    - ・対象年齢／年齢制限
    - ・組立て及び安全な使用に関する取扱説明書
    - ・警告表示
    - ・おもちゃに関する画像と動画
    - ・実際の店舗において、あるいはおもちゃのパッケージ上で得ることのできるその他の情報
  - ✓ オンライン上の情報が、おもちゃの購入に使用されるデバイス又はプラットフォームに適用できることを確認すること。
  - ✓ より多くの情報を得るための直接的な連絡先を消費者に提供すること。
  - ✓ 国内及びグローバルでの安全認証スキームや標準規格への準拠を検討すること。  
(例：ST マーク)
- (注) このチェックリストは各国の関連規制に従って施されるべきという点に留意すること。

なお、インターネット取引で製品を販売される皆様に向けた概要は下記の URL もご参照ください。

○インターネット取引における製品の安全確保について

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/consumer/system/06.html](https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/06.html)

(概要資料)

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/consumer/system/seller\\_product-safety-4law-overview.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/seller_product-safety-4law-overview.pdf)

◆関連資料

- 経済協力開発機構（OECD）「Global awareness campaign on the safety of toys sold online」

<http://www.oecd.org/sti/consumer/safe-toys-online/>

「オンラインで販売されるおもちゃの安全性に関する国際共同啓発キャンペーン」の広報サイトです（英文）。

- 消費者庁公表資料「オンラインでおもちゃを買う時、どんなことに注意していますか？」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/child/project\\_001/mail/20201119/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20201119/)

消費者庁のウェブページに OECD が発出した「オンラインで販売されるおもちゃの安全性に関する国際共同啓発キャンペーン」のメッセージを仮訳したものがありません。

<お問い合わせ先>

経済産業省 産業保安グループ 製品安全課

電話：03-3501-4707

OECD のキャンペーンについて

担当：木地本、秋葉、中込

インターネット取引における製品の安全確保について

担当：服部、政川、中込